

葛飾区成年後見制度利用促進基本計画策定検討分科会について

1 実施概要

回数	日付	内容
第1回	令和5年8月31日(木)	骨子及び内容についての検討
第2回	令和5年9月29日(金)	内容についての検討

2 主な意見

【権利擁護支援の周知・普及について】

- 成年後見制度の周知を図ることは大切だが、認知症等の高齢者と障害者では事情が異なるので、同列ではなく、分けて考えた方がいいのではないかと。
- 障害者(特に知的障害者)の制度利用に関しては、親が重要な役割を果たしている。この親たちが一番信用しているのは障害者が利用している事業所の職員の方たちなので、この方たちへの制度周知も重要である。

【任意後見について】

- 任意後見は、費用面でデメリットを感じる方が多いが、監督人がつくことはメリットであり不正防止にもなる。また、任意後見は自分の好きな人を後見人に選べるのもメリットであるため、任意後見の利用を促進していくのであればメリットを周知していくべきではないかと。
- 任意後見の推進については、周知だけでは難しく、制度を知って使ってみようと思った方が、適切な相談を受けられる窓口につながって、自分の置かれた状況を把握してもらった上で、任意後見制度の相談を受けられることが重要である。

【その他について】

- 近隣区においても、死後事務に取り組んでいる自治体が増えているため、第二期計画では、死後事務等についての取組に注力する必要があるのではないかと。
- ある自治体では、信用金庫等が主体となって一般社団法人を立ち上げ、法人後見等を行っている。葛飾区でも、法人後見を担う団体が増えるような施策を考えていくべきではないかと。